

いじめ防止基本方針

平成26年5月策定

平成27年4月改定

平成29年4月改定

平成31年3月改定

令和2年3月改定

令和4年3月改定

1 いじめの定義といじめ防止等の対策に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

(いじめ防止対策推進法より)

(2) いじめ防止等の対策に関する基本的な考え方

- ① あらゆる教育活動を通じ、だれもが安心して豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- ② 子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、子どもが発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるように指導、支援する。
- ③ いじめは、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- ④ いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めると共に、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- ⑤ 相談窓口を明示するとともに、児童に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童一人一人の状況把握に努める。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 生徒指導情報交換会

月に一度、全職員で児童の現状や指導に関して情報交換及び、共通理解を図り、記録に残す。

(2) 学校訪問カウンセラー

困りごとや悩みごとがある時の相談窓口とする。

(3) いじめ不登校対策委員会

校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭、関係学級担任等からなるいじめ防止等の対策のためのいじめ不登校対策委員会を設置し、必要に応じて委員会を開く。

(4) 外部専門機関

事案によっては市教育委員会の JAST、市や県の派遣カウンセラーやスクールソーシャルワーカー、すこやかなくらし包括支援センターとも連携しながら相談し、対応を行っていく。

3 いじめの防止等に関する取組

(1) いじめの防止

①学級経営の充実

- 分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める
- ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、「心のアンケート」やQ-U検査結果を生かしたりして、児童の実態と学級の課題を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。

②道徳教育の充実

- 道徳性を養うため、物事を多面的多角的に考え、自己の生き方について考えを深める活動を通して、自己肯定感を高める。さらに、善悪を判断する力を養っていく。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。
- 規範意識を高める指導を継続する。
- 命の大切さについて継続して指導する。

③縦割り班活動の推進

- おおぞら班活動を通して、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

④中1ギャップへの取組

- 中学校区いじめゼロスクールを実施し、中学生や他校6年生との交流を行う。
- 中学校区生徒指導部会で定期的な情報交換を行う。
- 中学校体験入学を行い、中学校生活について知り、スムーズに適応できるようにする。

⑤いじめ防止のための年間計画 【別紙参照】

⑥いじめ防止等のための資質・能力の向上のための職員研修

- 全職員のいじめ防止等のための資質・能力の向上のための職員研修を実施する。

4月	生徒指導研修（校内のいじめ防止基本方針の共通理解）
7月～8月	学級経営研修（QUアンケートの分析及び、要支援児童への対応）
12月～1月	学級経営研修（QUアンケートの分析及び、要支援児童への対応）

⑦保護者と児童への説明

- 4月のPTA総会で大養小いじめ防止基本方針について、保護者へ説明する。児童へは、各学年の学級活動の時間に発達段階に応じた説明をする。
- 保護者に、「我が子の前では他の児童の批判ではなくプラスの声掛けを行う」「SNS等の使用状況の把握やルールの共通理解」などの啓発を行う。

(2) いじめの早期発見

① チェック体制の整備

- 毎月「心のアンケート」を実施し、児童一人一人の悩みを早期に把握する。「心のアンケート」には、校内のことだけでなく、「インターネット上でのいじめ」に関する項目も入れる。
- 6月、11月、2月は家でアンケートを記入する。封筒に入れて提出するアンケートにし、児童が本音をアンケートに書けるように配慮する。
- 「いじめ発見チェックリスト」を活用し、児童の様子の変化に気を配る。
- 家庭での様子を知らせてもらえるよう、保護者と連携をとる。

②相談体制の充実

- 「心のアンケート」後に、学級担任による教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。
- 学校訪問カウンセラーによる相談を実施する。

③学校評価によるチェック体制の整備

- いじめ防止基本方針が機能しているか学校評価でアンケートをとる。
- アンケート結果の分析・考察を行い、次の手立ての検討を行う。

(3) いじめへの対処

① 対処プランによる速やかな対応、協議（対処プランについては別紙参照）

- いじめの疑いのある情報を把握した場合、速やかに管理職と生活指導主任に報告し、事実の有無や詳細について確認する。【手順は、別紙の通り】
- いじめの事実が確認された場合は、いじめ不登校対策委員会を開き、対応を協議する。
- いじめの事実については、毎月のいじめ・長欠調査で市教育委員会に報告する。

- 事案によっては月末の報告の前に、市教育委員会に報告をあげる。
- ズボン下ろしについては、その場で管理職に報告し、対処プランに沿って対応する。

②いじめを受けた児童といじめを行った児童への指導、支援

- 聞き取りなどの事実確認を丁寧に行う。
- いじめを受けた児童にきめ細かな支援を行い、継続して保護者へ報告する。
- いじめを受けた児童にとって信頼できる人物と連携しながら、状況に応じて心理や福祉の専門家、教員経験者、警察官経験者など外部専門家の協力を得ながら支援を行う。
- いじめを行った児童に対し、いじめをやめさせ、指導と保護者への助言を行う。
- 児童の関係修復のために、謝罪・和解の会の場や方法を検討し、実施する。

③インターネット・SNS等を通じて行われるいじめに対する対策

- 全校児童のインターネット・SNSに関する使用状況を把握し、児童にモラル教育を実施する。

④いじめの解消について

- 3か月以上心理的または物理的な影響が止んでいる状態であること、いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないことの2つの要件が満たされている場合に、いじめが解消している状態とする。
- いじめが解消したと思われる場合でも、全職員で情報を共有し、継続して見守る。さらに十分な注意を払いながら教育活動に取り組む。

(4) 家庭や地域との連携

- 学級だよりや学校だよりで児童の活動の様子について知らせる。
- 学級懇談会で児童の様子について話し合う機会を設定する。
- PTAで問題を周知し、対策について連携をとる。
- いじめ等に係る学校の考え方を周知する。
- 学校だよりで地域に教育活動を周知する。
- 街頭指導等を通しての児童の実態の情報交換を行う。
- 学校運営協議会でいじめ問題について周知し、協力を依頼する。
- 民生委員との懇談会で児童の地域の様子について情報交換を行う。
- 保護者には年度初めのPTA総会、学校運営協議会や民生委員には懇談会で、大瀧小学校いじめ防止基本方針を説明する。
- ホームページに「大瀧小学校いじめ防止基本方針」をアップする。

(5) 関係機関との連携

- 学校・警察連絡協議会を通して管内の警察署・児童相談所等の連絡窓口の紹介や情報交換を行う。
- 生活指導主任を窓口にして中学校区で情報交換を密に行う。
- スクールソーシャルワーカー、JAST、すこやかなくらし包括支援センターと連携して対応を図る。
- 事案によっては医療機関との連携を図る。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
 - 児童が自殺を企図した場合
 - 心身に重大な被害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合 等を想定

- ②いじめにより、相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い
(年間30日を目安とするが、一定期間連続して欠席しているような場合を含む)

(2) 重大事態発生時の対応

市教委への報告を行い、その事案の調査を行う主体等について指導、助言を受ける。

① 学校が調査主体となった場合の対応

- 組織による調査体制を整える。

いじめ不登校対策委員会：校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭、関係学級担任

- 組織で事実関係を明確にするための調査を依頼する。

調査対象：いじめを受けた児童、いじめを行った児童、両者の周辺にいる児童

- いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を的確に提供する。

- 調査結果を市教委に報告する。

- 市教委の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

②学校の設置者が主体となった場合の対応

- 設置者の調査組織に必要な資料提供等、調査に協力する。

- 設置者は児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

3 (1) ⑤ いじめ防止のための年間計画 【別紙】

月	学校行事、いじめ防止にかかわる取組	いじめ防止にかかわる会議、組織
4	PTA 総会 春のわくわくデー 居所確認	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導研修 ・生徒指導情報交換会 ・心づくりプロジェクト部会
5	運動会	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導情報交換会
6	QU アンケートと教育相談 体力テスト	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導情報交換会 ・頸城中学校区生徒指導部会
7	学校評価アンケート 個別面談	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導情報交換会 ・民生児童委員との懇談会（地域児童会后） ・学級経営研修
8		<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導情報交換会 ・心づくりプロジェクト部会
9	秋のわくわくデー	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導情報交換会
10	大瀧わくわくフェスティバル	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導情報交換会 ・頸城中学校区生徒指導部会
11	大瀧いじめ見逃しゼロスクール集会 上越市子どもの権利学習「えがお」の授業実施 QU アンケートと教育相談 全学年同和教育授業公開	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導情報交換会 ・頸城中学校区いじめ見逃しゼロスクール集会
12	校内縄跳び大会 学校評価アンケート 個別面談	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導情報交換会 ・民生児童委員との懇談会（地域児童会后） ・学級経営研修
1		<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導情報交換会 ・心づくりプロジェクト部会
2	全校もちつき交流会	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導情報交換会 ・頸城中学校区生徒指導部会
3	6年生を送る会	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導情報交換会 ・民生児童委員との懇談会（地域児童会后）

3 (3) ① 対処プランによる速やかな対応

問題発生時における速やかな対処プラン

緊急を要するもの

- いじめに関する案件（ズボン下ろしの案件、物理的・身体的被害がはっきりしている案件、生死にかかわる案件）
- 暴力（けが）、事故、事件（恐喝）等に関する案件

いじめを知った職員

管理職へ報告

担任・生活指導主任へ報告

緊急対策会議①

管理職・担任・生活指導主任・関係職員
* 緊急性が強い場合は、すぐに市教委に連絡。

緊急対策会議①での決定事項に従い、関係児童への聞き取り、すり合わせ。その日のうちに、いじめを受けた児童の保護者に連絡。いじめを行った児童には、いじめを認知した時点で保護者に連絡。

緊急対策会議② 管理職・担任・生活指導主任、関係職員
聞き取りやすり合わせに関する報告と、今後の収束・予防に向けた方針決定。**場合によっては双方の家庭訪問。**

再発防止に向けた継続的な取組。

- ・ 道徳、学活による心の耕し。
- ・ 児童による自浄活動の導き。
- ・ 校内巡視、見守りの強化。
- ・ 定期的なアンケートの実施。
- ・ 解消までの3か月間は、定期的に該当児童と教育相談を実施。
- ・ 解消までの3か月間は、定期的に保護者に連絡。

緊急を要さないもの

- いじめを行っている、いじめを受けているがはっきりしない場合
- 暴言、いたずら、嫌がらせ、落書き等に関する案件

いじめを知った職員

管理職へ報告

担任・生活指導主任へ報告

対策会議①

管理職・担任・生活指導主任・関係職員

対策会議①での決定事項に従い、関係児童への聞き取り、すり合わせ。

対策会議② 管理職・担任・生活指導主任、関係職員。
聞き取りやすり合わせに関する報告と、今後の収束・予防に向けた方針決定。

再発防止に向けた継続的な取組。

- ・ 道徳、学活による心の耕し。
- ・ 児童による自浄活動の導き。
- ・ 校内巡視、見守りの強化。
- ・ 定期的なアンケートの実施。